

定款変更認可申請書（届出書）作成上の留意点

滋賀県健康福祉部障害者自立支援課

1. 添付資料

定款の変更事由によって添付書類が異なるので、別紙「定款変更申請認可申請書 添付書類一覧」に留意のうえ提出してください。定款変更の事由としては、次の5類型があります。

事業目的の追加（設置経営または受託経営）

役員定数の変更

基本財産の変更（解体による減少または解体減少を含む新築または増築）

定款準則の変更にあわせた条文整理

その他届出書の提出による事項（事務所所在地の変更、基本財産の増加、公告の方法の変更）

2. 申請手続き

提出書類については、定款変更事務の迅速化・効率化を図るため、必ず事前にFAXを送信して担当職員のチェックを受けてから、理事会等に諮り、決議を経た上で申請書原本を提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

多数の申請が錯綜する時期にあつては、事前FAXを受理したものから順次審査を行います。

原本を送付いただく際には「直前チェックシート」を添えて提出願います。

当該申請書類の正式な受理は、すべての不備事項が解消された時点となります。なお、長期間不備事項が解消されない場合は、書類を返戻する場合もあるので注意してください。

3. 不備の多い事例

定款変更認可申請にあたって、特に不備の多い事例について掲げますので注意してください。

不備例：定款準則の変更に伴う条文改正が行われていない

定款準則は、健康福祉部健康福祉政策課のホームページに掲載しています。

なお、最新の法令改正や厚生労働省等からの通知の内容が反映されていない場合がありますので、ご留意ください。

・アクセスの順路

ホーム > 組織から探す > 健康福祉部 > 健康福祉政策課 > 社会福祉法人・施設 規程および様式集 > 定款準則（一太郎 / Word版でダウンロード可）

不備例：提出部数の不足

必要部数にあたっては、「定款変更申請認可申請書類一覧」に基づいて提出してください。特に申請書（15号通知別記第1様式第2）と変更後の定款については、当課での決裁後、認可通知と共に返却するため必ず2部（受理通知のみを交付する定款変更届出書および変更後の新定款以外の添付書類は1部で可）提出願います。

不備例：新旧対照表の表記誤り・記載漏れ

申請書（15号通知別記第1様式第2）の下半分が「新旧対照表」になっていますが、当該変更に関係する条文のみ記載してください。（関係しない条文については、それぞれ条項数を示して省略標記すること。別添記載例参照。）

その際には、新・旧とも該当部分にアンダーラインを入れ、変更箇所を強調してください。

なお、変更理由は、変更する条文ごとに備考欄に記載してください。

不備例：原本証明漏れ

原本でなく写しを添付する場合は、原則として法人代表者による原本証明を付してください。（特に、理事会・評議員会議事録や事業計画書、収支予算書など、作成にあたって役員会の承認を得るものについては必須。）

社会福祉法人定款変更認可申請書 (届出書)

申請者	主たる事務所の所在地	滋賀県 市 一丁目2番地34 (法人登記簿の記述と一致)
	名称	社会福祉法人 福社会
	代表者の氏名	理事長 印

申請年月日 (届出年月日)	平成 年 月 日 (FAX事前審査を了した日以降の日付で)
------------------	-------------------------------

定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	(目的) 第1条 (1) 第一種社会福祉事業 <u>知的障害者入所更生施設 園の設置経営</u> <i>変更箇所は下線を入れてください。</i>	(目的) 第1条 (1) 第一種社会福祉事業 <u>障害者支援施設の経営</u> (2) 第二種社会福祉事業 <u>障害福祉サービス事業の経営</u>	事業目的の追加 (障害者自立支援法の施行による新体系事業への移行)
	第2条 略 (経営の原則) 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。	第2条 略 (経営の原則) 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。	準則改正に伴う条文整理
	第4条から第17条まで 略 (資産の区分) 第18条 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)~(3) 省略 <i>関係条文・条項以外は、紛らわしくなるので出来るだけ記載を省略してください。</i>	第4条から第17条まで 略 (資産の区分) 第18条 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)~(3) 省略 (4) <u>滋賀県 市一丁目2番地34 所在の 作業所敷地 761.34m²</u>	基本財産の追加
	第19条から第34条まで 略	第19条から第34条まで 略	

変更理由のうち、事務所所在地の変更、基本財産の増加、公告の方法の変更のいずれか **のみの場合は、届出書の提出に代えることができる。** 本様式の標題部分「認可申請書」を「届出書」に、また「申請年月日」を「届出年月日」に適宜書き替えのこと。

